

大項目の1です。

液状化対策事業 市民に寄り添い、実施をしてほしいという思いから質問。

問 久喜市独自の支援、被災者住宅再建支援事業 申し込み期間延長すべき。

地下水位低下工法による液状化対策工事は地盤が落ちつくのに2年はかかる。それまでは延長すべき。

答 喜市被災者住宅再建支援制度は、今後工事の進捗に合わせて申請がなされることも考えられ。液状化対策工事の進捗状況を見ながら支援期間の延長について検討していく。

再質問 問

対策事業をやることによって地盤が2年間で7.5センチ下がってしまう。地盤が安定するには2年間かかる。工事が終わったら止めるのか、地盤が落ちつくまで延長するのか。

答 今の工事完了と同時に廃止をしてしまうのかどうかは、どれくらいの期間の延長が必要か今検討しております。

問 2年間延長することによって何か問題がありますか。

答 被災者住宅再建支援事業を2年延長するというのではなく、国のほうのガイダンスが変わったことによって対策実施後の影響等については、そちらのほうの対応で進めていくということでございますので、今の被災者住宅再建支援事業をそのまま延長するというものではございません。

問 液状化対策事業によって家屋の傾斜や、また敷地内における下水道などに出た影響の修復についても久喜市独自の支援、被災者住宅再建事業を適用させるべき。

答 被災者住宅再建支援事業は、液状化対策事業における影響につきましては当該支援制度の対象にはならない。なお、液状化対策事業において影響が出てしまった場合の補償につきましては、通常の公共工事と同様に対応していく。

久喜市民のみなさんから、液状化被災に合われた方に対して寄附金が寄せられている。寄付をされた方の想いを久喜市も受け止め、寄附をされた方に対して、寄附金を活用し実施した内容を伝えて行くことが求められている。寄付を受けた被災者のみなさんの感謝の気持ちなど、知らせていくことが重要との思いから質問する。

問 久喜市東日本大震災被災者支援への寄附金が寄せられて来ました。久喜市独自の事業に使うとしてきた。被災者の皆さんは、被災者の皆さんに届けてほしいとの思いが込められている。その思いに応える事業になっているのか、どのような支援になったか市の見解を伺う。

答 皆様方から寄せられた寄附金につきましては、寄附金を基金へ積み立て 平成28年10月末現在、総額2,092万8,487円でございます。なお、当該支援制度における支援金額は平成28年10月末現在、5,605万4,000円となっており、皆様方から寄せられた寄附金を活用させていただいている

問 寄附金です。寄附金の皆さんの思いからして被災された全ての皆さんに届けていく必要がある。寄附金の趣旨から久喜市の一定の条件をつけて住宅を再建した方だけにしか今出ていないわけですが、もう一步踏み込んで何らかの形で届けていくという、そういう手法を考えるべき。

問 寄附された方が被災された方々全ての皆さんに届けてほしいという思いがある。今125世帯のうち66世帯しか実際に届いていない。残りの方々に何らかの形で届くような、そういう事業を久喜市としても展開すべきだというのが私の思いです。どうですか。被災された方々は、125世帯、はっきりわかっている。

答 期限を切る関係もありますから、そういった中で積極的にご利用いただけるように、そういった形でのご案内等をしてまいりたいというふうに考えております。

問 この寄附をされた皆さんに支援してきた内容について知らせて行くべき。

答 久喜市東日本大震災被災者支援基金に関する情報につきましては、市ホームページで知らせており、寄附者の方々のお名前等公表している。あわせて、本基金は市内で被災された方々への市独自の支援事業に対し充当させていただく旨を掲載している。今後具体的な支援内容の掲載につきましても検討していく。

問 市がそれを役立てて、市民の方がこうやって喜んでいきますよという、本当に皆さんありがとうございますという、そういうものが伝わるような、そういう広報が必要だが。

答 寄附をされた方のための広報というのも必要であろうということで検討している状況です。

答 被災者住宅再建支援事業につきましては125世帯が対象で、10月末現在ですと66世帯の方にご利用いただいております。そういった方の声等も集約しながら、広報担当のほうとも調整をしながら寄附をいただいた皆さん方あるいは市民の皆さん、そういった方々にご紹介、ご案内をしていければというふうに考えている。広報では実際に支援をいただいた方の声なんかもぜひ掲載して、感謝しているのですよというようなことが寄附された方々に届くようにひとつ工夫してお願いしたいと思っております。

大項目の2です。

問 地方創生が叫ばれています。栗橋の歴史文化を生かした地域振興の策定を市も進めるべき

栗橋関所は、東海道の箱根関所 中山道の碓氷関所、などと並んで同等の知名度を持った日光街道唯一の関所です。この名高い栗橋関所を復元させれば地域振興に絶大な力を発揮する。歴史文化を生かしたまちづくり。地域振興の視点から久喜市も積極的な取り組みが求められている。

関所を復元し、関所そのものを活用することで地域振興、商工の活性化につながる。関所そのものを通してもらうなど、体験型の文化施設として復元することが決定的に重要だと考えます。

答 教育的な活用を進めておりますので、改めて栗橋関所を復元することは考えていない

問 地域創生で国の事業を活用することができるかと考える。

答 本市における郷土の歴史や伝統を地方創生、地方版総合戦略の中で活用することは意義あるものと考えておりますが、栗橋関所の復元については考えていない。

問 財政的な支援、地方創生、国の支援使えるかどうか、検討されたことはありますか。

答 実際につくっていかうということは今考えておりませんので、そのような検討もしてない。

問 利根川に船を並べて、虎綱で利根川の上に船を置いて、そこに板を敷いて、さらに土まで敷いて、日光社参をしたというお話も聞いています。栗橋宿と関所と一体的に、関所を復元できれば地元の商店街の活性化にもつながることは間違いないと思う。商工関係のそういった地域振興の観点からも検討していないですか。どうですか。

答 今回福祉総合戦略というものを策定している。優先してやるべき事項が入っており、今回たまたまそこに関所の復元については入っていない。まずは先に観光をして交流人口をふやすような取り組みを優先したものがあ。理解いただきたい。

問 これまで栗橋関所というのは本当に大きな歴史的な意義があるという意味で多くの方々が望んできました。現物のものができれば、実際に観光で来ていただいた方が関所を通ってもらって、いろんな合格祈願だとか、そんなイメージもしてもいいのではないか。将来は利根川に船をつないで、実際虎綱で、そういうものが実際できるのかなと そういうことを想像すると物すごく歴史ロマンが広がる。栗橋には歴史、郷土の関係で研究している方がいらっしゃるのです 設計に関しても力を尽くしてやっていきたいという話もされている。ぜひ優先順位を上げて、地元のそういう合意も含めてやっていただきたい。

答 確かにそういった一つのポイントをつくることによって交流人口が増加の期待ができるというようなこととでございます。ただ、今栗橋宿近辺については堤防強化事業というような大きな事業もやっております。その辺で場所とかいろんなことを考えたときに今はその時期ではないというような形を考えてございます。

問 継続的にぜひやって、久喜市が夢のあるそういったことも進めていっていただきたい。今ちょうど強化堤防をやって、むしろこのチャンスではないかなという思いもする。完成してからではなくて、ちょうどつくっている、設計している段階に合わせてやっていくということも一つのチャンスだと思いますぜひ検討していただきたい。

問 栗橋の日光街道沿いには歴史の史跡物が多くあり、史跡を示す標識などを整備すべき。

江戸時代には栗橋と対岸、茨城県の古河市とを結ぶ渡船場の名称をとり、房川渡中田御関所と呼ばれていた。現在この房川渡しのあった場所が示されていますが、どこにあるかを示す標識がありません。この場所を示す標識の設置をすべき。

答 日光街道は江戸を起点とした五街道の一つで、日光東照宮までの約140キロメートルを結ぶ街道でございます。江戸時代、徳川家康公の命日に将軍家が日光東照宮を参詣する日光社参の際には船橋がかけられるなど、日光街道は栗橋地区や栗橋関所などと並ぶ本市の歴史的資産として考えております。現在本市ではこのような資産を活用し、交流人口の拡大や商業観光の活性化を図る目的で栗橋地区歴史マップ作成事業に取り組んでおります。日光街道につきましてもガイドマップ、ガイドブックに掲載を予定しており、地域活性化事業の一つとして広く周知していきたいと考えておりますので、標識の設置については考えておらないところでございます。

問 房川渡しのプレートは堤防の のり面にある。発見するのは宝探しに近いのではないかというふうに思います。 やっぱり標識、安全でないのということだったのですが、これはちょっと工夫していただいて、安全に見えていただけるような、ここにありますよと、この場所だったのですよという標識だけでも、これはつけるべきだと思うのですが、安全に配慮してつくるべきだと思うのですけれども、どうですか。

答 房川渡しとは日光道中と利根川が交差した場所の埼玉県側の渡船場所のことです。栗橋関所同様、明治以来の利根川の堤防工事等に伴い、具体的な場所がわからなくなりましたが、栗橋郷土史研究会と国土交通省利根川上流河川事務所とが協力して調査を進めた結果、平成21年度におおよその場所を特定することができました。その結果に基づいて、市が国から占用の許可をいただき、平成23年に新たにプレートを設置したところでございます。このプレートは、堤防の河川側、すなわち河川内ののり面、斜面でございまして、こののり面にあり、多くの人が安全に訪れるような場所ではないことから、案内するための標識の設置については考えていないところ。

問 のり面にある、恐らくあれを発見するのは宝探しに近いのではないかというふうに思います。標識、安全でないのということだったのですが、これはちょっと工夫していただいて、安全に見えていただけるような、ここにありますよと、この場所だったのですよという標識だけでも、これはつけるべきだと思うのですが、安全に配慮してつくるべきだと思うのですけれども、どうですか。

答 のり面で、水もかかる場所です。草も生えているようなところでございます。すぐ脇ですけれども。そういうことからすると、一般の人に入ってもらおうというのはやはり危険であるというふうに考えているところでございます。標識 考えていない。

要望 房川渡しのあるプレートのあるところに立てる必要はないと思うのです。土手の上のところでもいいと思うのです。ここにプレートがあるのですよという。それは工夫することが必要だと思うのです。房川渡しとしてあったのですよという 非常に歴史ロマンを駆り立てますし、非常に重要なことだと思いますぜひお願いしたいと思います。

大項目の3です。

地域猫の不妊手術費用に久喜市の助成と多数飼養届け出制度の広報活動をすべきだとの思いから質問いたします。

問 動物愛護の立場から殺処分を減らすためにも、また快適な地域環境を守るためにも地域猫、野良猫をふやさないために久喜市として不妊手術、去勢に対する助成を実施すべきと考えます。

支援をした事例はあるか。地域猫活動で住民の方やボランティアグループの方が去勢、不妊手術費用の助成など氏に相談をすれば取り組んでいくか伺います。

答 本市では、このような地域猫活動を行っているボランティア団体等の存在は確認されておらず、支援の実績もないところでございます。 今後地域猫活動などについての相談がございましたら、このような課題を踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

問 埼玉県で去勢、避妊手術費用の助成事業を進めています。それを活用して久喜市でも取り組むべきだと考えますが、いかがか伺います。

答 地域猫活動を行っておりますボランティア団体等を把握しておらないことから、まずはその実態調査に努めてまいりたいと考えております。

問 県のほうで実際やっている、この場合の不妊の費用について、実は交通費を含めて県は支援している。3年間限定で40万円という予算を組んでいますよということです。答弁では、実際調査を努めていくということなのですが 久喜市はそういうことをやっていきますよとアナウンスをしないと、実際動物愛護の立場で独自にやっている方もいらっしゃいますし、団体の方がいてもそのことを久喜市が協力してもらえということアナウンスしないと見えないと思うのです、実態調査、どういうふうに努めていくのか

答 埼玉県は、市町村の事務については、普及啓発に努めることを中心に行うのが市町村に課せられた内容というふうに考えている。埼玉県で行っている事業については、ホームページとか、そういったものに載せており 窓口相談に来た折にはこういうような形があるというような形で丁寧に内容についての説明をさせていただく。

問 2016年1月から公益財団法人日本動物愛護協会が犬及び猫の不妊、去勢手術助成事業もやっています。猫の場合1万円出しますよということもホームページなんかでも掲載されています。久喜の広報でも活用の周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

問 犬猫を多数飼養していることにご近所に迷惑をかけている事例があると聞く、これまでに多数飼養による苦情はあったかどうか

答 本市に寄せられております多数飼養の相談や苦情の件数を過去3年間で申し上げますと、平成25年度は1件、平成26年度は1件、平成27年度はございませんでした。

問 埼玉県動物愛護及び管理に関する条例により、犬猫を10頭以上飼っている方は知事に届け出ることが必要となっています。このことを市としても広報活動すべきだと考えますが、いかがか。

答 市では、動物の適正飼養のお願いを「広報くき」やホームページ、リーフレットなどで行っておりますことから、多数飼養届け出制度につきましてもこのような広報活動の中で周知してまいりたいと考えております。

大項目の4です。

久喜市は関東平和の中央部にあり、標高差はほとんどないことから、ちょっとしたゲリラ豪雨などにより冠水する箇所が多くあります。久喜市間鎌334—1付近、栗橋西中学校への避難経路でもあり、通学路でもある栗橋総合支所前の冠水対策について伺う。

問 これまでの当該箇所の草刈りやしゅんせつを実施するとしてきましたが、この対策はどこまでこれまで実施してきたか伺います。

答 毎年除草やしゅんせつを実施しているところがございます。今後におきましても雑草の繁茂や土砂の堆積など、現地の状況を確認の上、必要に応じて除草やしゅんせつを実施してまいりたいと考えております。

問 具体的にどういうことを何年にどこをやったということの説明を。

答 具体的なしゅんせつ等の状況です。栗橋西中学校の南側の水路でございますけれども、平成25年度から26年度、27年度、毎年のようにしゅんせつのほうを下流側から上流側に向かって実施をしております。

佐間浄水場の北側の排水路でございますけれども、こちらにつきましても平成25年度、平成26年度に除草、しゅんせつ等を実施している。栗橋の支所の前の道路沿いの水路についても平成25年度、平成26年度に同様のしゅんせつ等を行ってきた。今後も冒頭申し上げましたけれども、現地の状況等を確認しながら必要に応じて対応してまいりたい。

問 私も現地、声をいただいた方とずっと見てきた。草刈りやしゅんせつでは国道のほうからずっと流れてきている用水があるのです、この場所は。お話しいただいた方は、上流のところまで私を連れて行って、こんなのだよと、石田さん、こんな状況だよということを見せていただいたのですが、いわゆるヨシの木ですか、それが川一面に生えていますし、ともしゅんせつした、草刈りを実施したという状況は正直見れなかったのですが、この点については現地の方の話も聞いて、ぜひ今後も実施していただきたいと思うのです。この総合支所前の道路、北がふたかけをってしまったわけですがけれども、先ほど答弁で堆積状況が見づらくなったという答弁がありました。必要に応じてやっていくということなのですが、どういう状況にあるかというの把握されているわけですか。

答 ふたかけをされている水路の関係でございますけれども、こちらも以前ご質問等があつて、現地の状況を確認して、一部グレーチングで中が見えるようなふたに改良してきている。そういう状況の中であわせて堆積の状況等も確認をしております

問 これまでの声が上がった中で土地改良区との連携をして、事前に上流の用水の堰を閉めること、下流の堰をあけて水路の雨水を下げる、そういうことも答弁されているのですが、そういうことも実施されているのでしょうか。

答 詳細な確認はちょっとしてございませんけれども、以前から質問をいただく中で今ご質問いただいたのは支所の前の_____の用水路から分水をしているところの用水、今回ご質問をいただいていますふたをかけた部分が用水路になっていますから、そういったところのゲートの操作、あるいは_____の用水路のさらに上流でのゲートの操作、こういったものは対応してきているというふうに理解をしております。これらについては、改めてまた決定のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

要望 この堰の関係では連携をとってやると非常に効果的な考え方だと思いますので、しっかり対応して、地元の方にも 支所のほうから 何らかの説明をしていただきたいと思います。本当に毎回そういう床下浸水になるということで非常に声が上がっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大項目の5です。

栗橋西小学校の学童保育施設、久喜施設しずか学童クラブ、来年度の受け入れの体制はどうか伺います。

栗橋西小学校の体育館に併設して学童保育施設、久喜市立しずか学童クラブが設けられましたけれども、現在利用されておりません。来年度に向けてどのような取り組みとなっているのかお伺ひいたします。

問 来年度新設した久喜市立しずか学童クラブの活用予定はどうなっているのか。

答 現在平成29年4月の開所に向け準備を進めており、課題の一つとなっております屋内運動場内の共有部分の利用方法につきましては、指定管理者である特定非営利活動法人ほほえみ放課後児童クラブや小学校、関係部署等と調整を図り、改善の方法を確認したところでございます。

問 市はほほえみ放課後児童クラブに栗橋西小学校の児童を対象として指定管理契約をしております。新設された学童施設は現在使用しておりません。なぜ使用しなかったのか伺います。

答 本市では、学童保育を利用する児童の安全や良好な生活環境を確保するため、平成25年11月に久喜市放課後児童クラブ・学童クラブ施設整備方針を策定し、学校の余裕教室の活用、学校敷地内への設置を優先とし、学校区ごとに整備することを前提に施設の老朽化、耐震性などに課題のある学童保育施設について計画的に整備を行ってきた。

学童保育の利用については児童の安全性を考慮し、児童が通う小学校区内の学童保育クラブへの利用をお願いしています。栗橋西小学校の学童保育クラブにつきましては、学校から約1.8キロメートル離れた元第一幼稚園跡地を転用し、指定管理者が運営するほほえみ放課後児童クラブにおいて行ってきたところでございます。

本市では、施設整備方針に栗橋西小学校の児童が利用する放課後児童クラブを整備する施設として位置づけ、平成27年度に栗橋西小学校の屋内運動場内にしずか学童クラブを整備したところでございます。このように計画的に整備を行い、ほほえみ放課後児童クラブを利用している栗橋西小学校及び栗橋小学校の児童につきましては

平成28年度より新たに整備したしずか学童クラブとくりっ子放課後児童クラブへ入所予定となっております

ましたが、栗橋小学校の学童保育の利用希望数が定員を大幅に超過し、新設の学童クラブだけでは受け入れが難しい状況となったことから、平成28年度においてはほほえみ放課後児童クラブに業務委託をし、学童保育の定員数の確保を図ったところでございます。このような状況の中で、栗橋西小学校の児童につきましてはしずか学童クラブとほほえみ放課後児童クラブを選択できる状況となり、その結果としてしずか学童クラブの入所希望がなかったことから現在休止している状況でございます。

問 この使われない理由として2つの選択肢があった結果、保護者の皆さんが選択しなかったという答弁だったかと思うのですが、私の感触では実際に事業を請け負ったほほえみの事業者さんのほうも積極的に活用するという姿勢がなければ、これはなかなか進まないのかなと思います。そういう意味では、既に「広報くき」12月号で定員30名で募集は始まっていますけれども、来年度これは使われると、間違いなく使って活用していけるというふうに受けとめていいのかどうか。

答 担当部としてしずか学童クラブを設置した以上、ことし本当に遺憾でございましたので、利用者がいないということで、来年に向けてあらゆる努力をしておりますので、ぜひ使えるようにするという覚悟でやっております。

問 ほほえみ放課後児童クラブに入所している西小学校の子供は何人なのか伺います。

答 平成28年11月1日現在、ほほえみ放課後児童クラブに入所している栗橋西小学校の児童は24人でございます。

問 ほほえみ放課後児童クラブに現在入っている元栗橋第一幼稚園庁舎の学童施設は老朽化が進み、耐震の上でも使用すべきでないと考えますがいかがか。また、地震などの災害発生から子供たちに万が一被害が及んだ場合の責任はどうか伺います。

答 施設の老朽化等に課題がある施設でありましたことから、平成27年度にしずか学童クラブの整備を行ったところでございます。また、日ごろの安全確保につきましては、災害の発生に備え、消防署との訓練を含め、年2回の避難訓練を実施するとともに、毎日の保育の中で避難経路や避難場所の確認を行うなど、児童の安全な保育に努めているところでございます。

問 ほほえみ放課後児童クラブが現在入っている第一幼稚園の園舎なのですが、心配するのは先ほど十分避難訓練などやっていっているという答弁ございましたけれども、万が一本当にあった場合責任というのはどうなるのかということについての答弁がなかったので、確認をお願いしたいと思います。

答 施設については設置しているのは久喜市でございますので、基本的には設置者が責任があるというのが一般的でございます。

問 市が責任持ってやっていかなければいけないと思うのです。今後も引き続いて栗橋第一幼稚園の園舎は使っていくというふうに考えていいのでしょうか。

答 想定した児童の数、栗橋小学校につきましては新しくくりっ子学童クラブの整備で100名の定員の施設をつくったわけですが、それが140名というような数字もありまして、ほほえみ学童クラブを委託という形で残したわけです。

現在ほかの事業者と協議をする中で、今建設が始まったのですが、新たな民の学童クラブの建設が始まっております。こちらのほうと今調整をしながら、市としましては先ほど申し上げましたように老朽化した施設であるのでしずかをつくったわけですので、しずかについては基本的には受け入れ先が整えば廃止するというので、これはこれまでも説明してきたとおりでございます。

そちらのほうの状況を見ながらですが、既にもう12月でございますので、来年の4月からというような状況までは、まだいかないかと思えます。今の段階ですと、やはり定員を超えるような状況が想定されておりますので、少なくとも29年度についてはほほえみ学童クラブにも委託をして受け入れていかないと現実には児童受け入れが十分できないのかなという考えです。ただ、ただいま申し上げましたように現在もう既に建築に入っている新たな民の学童クラブ設置予定でございますので、そちらとは十分協議しながら進めていきたいということで考えております。

問 新たな民の学童施設、それから定員が何名ぐらいでどこの場所とかってまだ明らかにできないですか。

答 民の方の取り組みでございますので、今打ち合わせをしている部分もございますが、国の示している学童クラブの一つの目安が定員40というのがありますので、1つの学童クラブとしての40という定員を1つの目安に協議はさせていただいております。

問 わかりました。学童クラブについては、定員が非常にオーバーしている施設も多いということで、定員がオーバーしているという実態が見れます。子供たちが安心して放課後を送らせるようにしっかりとお願いしたいと思います。

問 栗橋西小学校に空き教室があると聞いています。学童クラブとして活用することも検討していいのではないかと思います。考え方を伺います。

答 栗橋西小学校内への放課後児童クラブ施設の設置につきましては、平成25年10月1日付にて教育委員会に協議を依頼し、その結果平成25年10月29日付にて栗橋西小学校校舎1階に余裕教室はないとのこと、屋内運動場内のミーティングルームについては放課後児童クラブ施設への転用は可能との回答をいただいております。このことから平成27年度に栗橋西小学校の屋内運動場内のミーティングルームにしずか学童クラブを設置したところでございます。

問 指定管理契約を解約する場合はどのような場合がその対象となるのかお伺いいたします。

答 放課後児童健全育成事業につきましては、児童福祉法に基づき、市は事業を実施する事業者に対し設備及び運営の基準に対して必要と認める事項の報告を求め、また事業所への立ち入りや検査をすることができると規定されております。また、指定管理者に対しましては久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、適性に管理運営されているか必要に応じて報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができると規定されております。なお、同条例においては指定管理者が必要な

指示に従わない場合やその指定管理者の責めに帰すべき理由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めた場合、その指定を取り消し、またはその期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることができると規定されております。

問 指定管理を解約する場合の事例を聞いたのですが、これまでこのような事例はなかったのかと、あった場合はきちっと市としては対応していくのだということに理解していいかどうか、お願いします。

答 福祉部のほうで所管している施設の指定管理の関係ございますが、そちらで指定管理を市の側から解除すると、また停止するということはこれまでございません。先ほどもご答弁申し上げましたように、児童福祉法の規定ですとか、一番は事業者と委託において組んでおります基本協定書というのがございますので、その協定書の中にうたい込んでございます。参考資料で議員の皆様にお配りした内容かと思いますが、指定の取り消し等というのがございまして、それに基づいてそこに該当する場合は市のほうから指定の取り消しができるという、そういう条項も盛り込んでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

要望 その辺は、指定管理を決める際にしっかり確認されているのだらうと思うのです。そういう意味では、そういうことに反する場合があった場合はしっかり対応していただきたいということを要望して終わります。